

(3) [施策展開6] 美しい農村の維持・活用

ア 農山村の多面的機能の維持と環境保全

【めざす平成 29 年の姿】

◇農地や農業用水路等の農村資源の保全活動に、農業者だけでなく地域住民やNPOなど非農家住民の参加が広がり、良好に保全されている農地面積が拡大しています。

◇集落の話し合いに基づく自律的・継続的な農業生産活動を行うことにより、農地の保全が図られ、農業・農村の持つ多面的機能が維持されています。

◇野生鳥獣による農業被害が減少し、農業者の生産意欲が高まり、安定的な農業生産活動が営まれています。

<施策の取組状況>

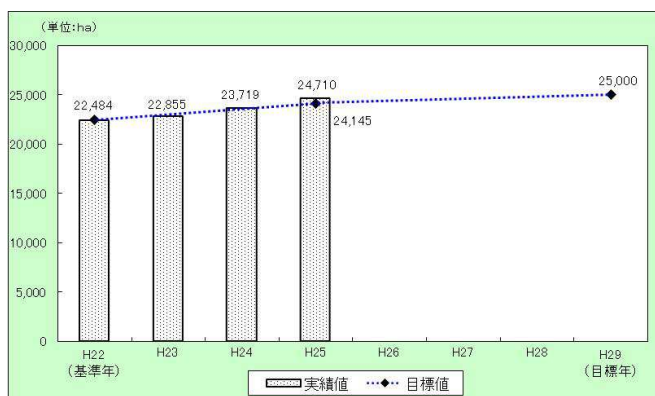
○ 農地や農業用水路等の保全管理の推進

- 農地・農業用水路等の農村資源や農村環境を保全するため、農地・水保全管理支払事業を活用し、水路の泥上げや補修、草花の植栽、農道への砂利補充など、地域ぐるみで行う共同活動を支援しました
- 地域ぐるみで行う共同活動の普及促進及び活動の質的向上を図るため、長野県農地・水・環境保全向上対策協議会や市町村等と連携し、研修会を開催しました。

【平成 25 年度の主な取組】

- ・農地・水保全管理支払事業（共同活動）の取組面積：332 組織 14,803ha
- ・農地・水保全管理支払事業（向上活動）の取組面積：204 組織 9,308ha
- ・長野県農地・水・環境保全向上対策協議会や市町村等と連携した研修会の開催：4回

■達成指標項目 27：地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積（農地整備課・農村振興課調べ）



地域の取り組み拡大に向けた啓発・周知により、目標を上回る農地等の保全が図られ、農山村の持つ多面的機能が維持された。

地域ぐるみで取り組む共同活動



【共同活動：農道法面の植栽・手入れ】



【向上活動：農道のコンクリート舗装】

○ 中山間地域の継続的な農業生産活動の推進

- 中山間地域農業直接支払事業により、1,160 協定、9,907ha における協定農用地において集落の話し合いに基づく、農地法面の草刈りや水路・農道の維持・管理活動並びに景観作物の作付や協定農用地周辺の林地の下草刈り等の様々な活動を支援し、中山間地域における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の増進を図りました。



【集落共同による草刈り】

〔平成 25 年度の主な取組〕

- ・集落における農業生産活動等の支援：72 市町村 1,160 協定 9,907ha
- ・市町村との協働による農用地の確認：81 件
- ・市町村向け事業推進研修会の開催：1 回
- ・市町村との中間年評価のフォローアップに係る意見交換会の開催：12 市町村

○ 野生鳥獣対策の推進

- 平成 25 年度の野生鳥獣による農業被害額は 7 億 3,395 万円で、前年度より 6,025 万円減少 (H24 比 92.4%) したものの、ここ数年は 7~10 億円前後で推移しており、引き続き高い水準にあります。このうち、ニホンジカによる被害が 1 億 7,788 万円となり、全体の 24% を占めています。

・野生鳥獣による農業被害額の推移

(単位：千円、農業技術課調べ)

H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
980,043	967,104	931,166	852,900	794,203	733,950

- 野生鳥獣被害対策チームが市町村等と連携し、県下 1,341 の被害集落に対し、集落ぐるみによる被害対策の体制整備を進め、地域の実情に合わせて集落自らが被害対策を実践できるよう支援を行いました。今後は、地域の体制のレベルアップが必要となっています。
- 捕獲作業に農業者等が参加する集落等捕獲隊を 10 隊編成し、集落ぐるみによる捕獲体制を図りました。
- 国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、31 市町村における総延長 174km の侵入防止柵の設置及び地域毎の協議会等が行う捕獲に必要な機材の購入や緩衝帯の整備を支援しました。
- ニホンジカの捕獲・駆除については、複数市町村による広域捕獲の実施を積極的に推進することにより、平成 25 年度の捕獲頭数は 39,663 頭となり、年間捕獲目標頭数 35,000 頭に対し 13.3% 増となりました。
- 積雪地帯におけるニホンジカの侵入防止柵による効果的な防除対策の検討のため、山ノ内町に実証地区を 1 カ所設置しました。



【集落住民による侵入防止柵の設置】

[平成 25 年度の主な取組]

- ・被害集落における自立支援割合 25.7%
- ・集落等捕獲隊の設置数 10 捕獲隊
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵の設置 31 市町村 総延長 174km
- ・ニホンジカ捕獲頭数 39,663 頭
(個体数調整：32,168 頭、狩猟：7,495 頭、対前年度比 118%)
- ・積雪地帯におけるニホンジカの防除技術実証 1 か所

＜今後の展開方向＞

《農地や農業用水路等の保全管理の推進》

- 農地や農業用水路等の農村資源や農村環境を保全するため、多面的機能支払事業により、水路の泥上げ・補修、草花の植栽、農道の保全管理など、地域ぐるみで行う共同活動を支援します。
- 市町村や長野県農地・水・環境保全向上対策協議会と連携し、一層の広報活動に取り組み、新たな共同活動組織の立上げを推進します。

《中山間地域の継続的な農業生産活動の推進》

- 中山間地域農業直接支払事業は、平成 26 年度で第 3 期対策が終了しますが、平成 27 年度から始まる次期対策においても引き続き本事業を活用し、中山間地域における農業生産活動等を支援します。

《野生鳥獣対策の推進》

- 集落自らが被害対策を実践できるよう、引き続き、野生鳥獣被害対策チームによる助言・指導等を実施します。
- 捕獲対策をより強化するため、農業者等と狩猟者が連携した「集落等捕獲隊」の設置を進めるなど、集落ぐるみで捕獲を進めるための体制づくりを強化します。
- 優良事例を成功モデルとして紹介し、取組みを周辺集落へ波及させるとともに、支援を実施している集落については、集落自らが被害対策に取組めるよう、誘導していきます。
- 市町村が策定する被害防止計画を着実に進めるため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の設置や捕獲・生息環境対策等を積極的に支援します。
- 積雪地帯におけるニホンジカの防除対策について、実践地区を追加し引き続き検討を進めます。

(3) [施策展開6] 美しい農村の維持・活用

イ 農村資源の利活用の推進

【めざす平成 29 年の姿】

- ◇地球温暖化問題やエネルギー施策への県民の関心が一層高まり、各地で省エネルギー化や農業生産とともに発生するバイオマスの活用に向けた取組が進んでいます。また、こうした取組や農地、農業用水、里山などの資源を有する農村の価値が見直されています。
- ◇太陽光や農業用水による発電施設の建設が進み、電力利用や余剰電力の売電によって農業水利施設等を維持管理する地域が増えています。
- ◇きのこ廃培地等を使ったペレット製造や燃焼機器等の低コスト化が進み、地域と民間事業者との連携により、農業系バイオマスの収集・処理・燃料利用の一連の取組が始まっています。

<施策の取組状況>

○ 農村資源を活用したエネルギー生産の普及と利用促進

- 農業用水を活用した小水力発電の取組を推進するため、県・市町村・土地改良区の職員等を対象とした研修会を開催しました。
- 小水力発電の導入を検討している地域において、小水力発電キャラバン隊による出張相談会を開催し、施設の建設に係る費用や具体的なメリット等を周知しました。
- 小水力発電適地の位置や発電規模、経済性評価等のデータを市町村や土地改良区等の施設管理者へ情報提供することにより、小水力発電の普及・拡大につなげるため、農業用水路活用小水力発電適地調査を実施しました。

【平成 25 年度の主な取組】

- ・農業用水を活用した小水力発電研修会の開催：1 回
- ・小水力発電キャラバン隊による出張相談会の開催：4 回
- ・農業用水路活用小水力発電適地調査：164 か所

○ 小水力発電など農業水利施設等を活用した自然エネルギーの導入促進

- 土地改良施設エネルギー活用推進事業により小水力や太陽光による発電施設を建設し、発電した電力の売電収入を農業水利施設の維持管理費の負担軽減のために充当する土地改良区等の取組を支援しました。

【平成 25 年度の主な取組】

- ・土地改良施設エネルギー活用推進事業の実施地区数：4 地区



設置前の貯水槽

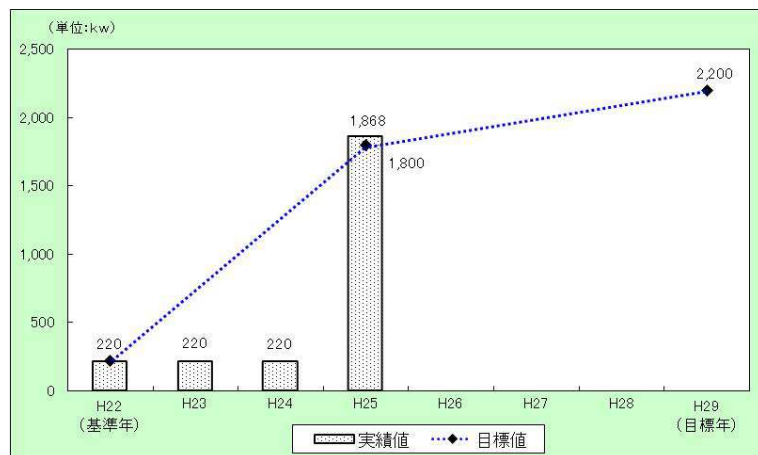
【貯水槽に設置された太陽光パネル】
(県営かんがい排水事業 朝日地区)



発電所全景

【稼働開始した小水力発電施設】
(国営かんがい排水事業 中信平二期地区)

■達成指標項目 28：農業用水を活用した小水力発電の容量 (農地整備課調べ)



農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備が進み、目標を上回る発電容量となった。

○ 農業系バイオマスの利活用の促進

- 農業系バイオマスの発生量や利活用状況についての現状把握を行いました。
- きのご廃培地等の燃料化について、燃焼機器などの導入コスト等情報収集を行いました。

[平成 25 年度の主な取組]

- ・農業系バイオマス発生量調査—家畜排せつ物 758,000 t、きのご廃培地 313,144 t 等
- ・きのご廃培地の利活用情報収集—県内 5 か所

<今後の展開方向>

- 農業用水を利用した小水力発電の普及拡大を図るため、市町村や土地改良区等への事業化に向けた手続きや技術面の助言を行います。
- 農業水利施設を活用した小水力発電施設や太陽光発電施設の導入を促進するため、研修会の開催や小水力発電キャラバン隊による啓発、モデル施設の建設など、自然エネルギーによる電力利用を推進します。
- 土地改良施設の維持管理負担の軽減を図るため、土地改良区等が行う農業用水を活用した小水力発電施設の整備を支援します。
- きのご廃培地等のバイオマス資源について、情報収集を行うとともに課題を整理し、具体的な利活用策を検討していきます。

(3)【施策展開6】 美しい農村の維持・活用

ウ 安全で快適な農村環境の確保と防災・減災

【めざす平成 29 年の姿】

- ◇豪雨や地震に対し、ため池や農業用水路の安全性が高まり、また、ソフト対策による災害時の被害軽減を図る取組が進むなど、農村地域の安全が確保されています。
- ◇農村生活環境の整備が進み、農作業の効率化が図られるとともに、農村地域の日常生活の利便性が向上しています。また、農村生活環境の整備に伴い、集落機能を維持するための定住促進や他地域との交流・連携による地域経済の活性化といった施策が各地で進められています。
- ◇ため池や農業用水路は、生態系や景観に配慮して整備されるとともに、水に親しめる施設の整備も進み、人々に安らぎを与える水辺空間となり、地域住民等により適切な管理が行われています。

<施策の取組状況>

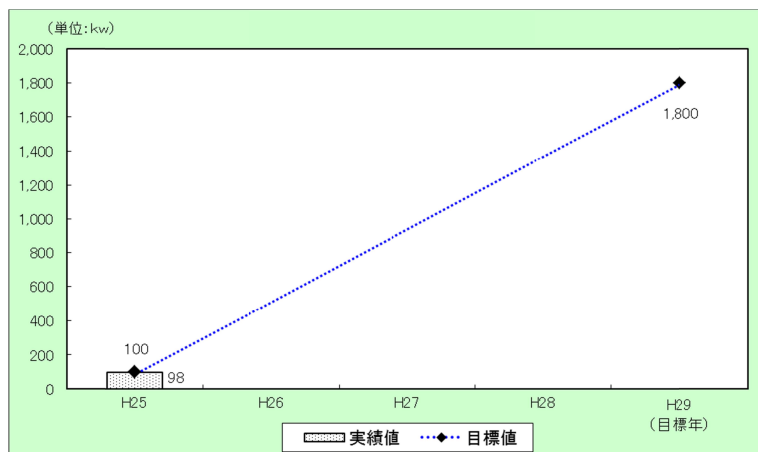
○ 総合的な防災対策の推進

- ▶ 豪雨や地震による決壊等の被害を未然に防止し、農村地域の安全を確保するため、老朽化したため池等の補強や改修を進めました。
- ▶ 農地や農業集落、道路、鉄道等の公共施設を災害から守るため、地すべり防止施設の設置や補修を進めました。
- ▶ 地震に起因する施設の損傷等による被害を防止するため、地震防災対策強化地域の重要な農業水利施設の耐震改修を進めました。
- ▶ 降雨による農地等の湛水を防止するため、排水機場の補修や更新を進めました。
- ▶ 災害発生時の人的被害を軽減するため、ため池の被害に関するハザードマップの作成を支援しました。

[平成 25 年度の主な取組]

- ・ 県営ため池等整備事業実施地区数：37 地区
- ・ 地すべり対策事業実施地区数：15 地区
- ・ 湛水防除事業実施地区数：1 地区
- ・ ため池に関するハザードマップの作成箇所数：4 か所

■達成指標項目 29：農地等の安全確保面積 (H25～H29) (農地整備課調べ)



老朽化したため池や地すべり防止施設などの整備を計画的に進めることにより、豪雨や地震による被害が未然に防止され、農地等の安全が確保された。



【堤体の改修により安全性が向上したため池】
(県営ため池等整備事業 駒ヶ根地区)



【法枠工等の整備により地すべりを未然に防止】
(地すべり対策事業 長岩地区)

○ ため池や地すべり防止施設等の維持管理の徹底

- ▶ 豪雨や地震に対する安全性を把握するため、決壊等による被害が甚大となる恐れがあるため池の現況調査、危険度調査、耐震性点検を進めました。
- ▶ 地すべり被害の軽減や再発防止のため、地すべり防止施設の適切な管理を実施しました。
- ▶ 農業水利施設の日常管理に携わる土地改良区等施設管理者の技術力向上や土地改良施設に係る災害・事故等のリスク管理技術を習得するための指導事業（基幹水利施設保全管理対策）を実施しました。

〔平成 25 年度の主な取組〕

- ・ため池の耐震性点検及び危険度調査か所数：耐震性点検 56 か所、危険度調査 1,195 か所
- ・指導事業（基幹水利施設保全管理対策）：指導を受けた人数 212 人、技術講習受講者 15 人〔再掲〕

○ 集落を維持するための地域特性に応じた生活環境整備の推進

- ▶ 農産物輸送の効率化と地域間交流を支える基幹的農道の整備を進めました。
- ▶ 農村地域の居住環境を改善し、集落機能を維持するため、農業生産基盤の整備や農業集落内の道路整備等の生活環境整備を進めました。

〔平成 25 年度の主な取組〕

- ・県営農道整備事業実施地区数：12 地区〔再掲〕
- ・県営中山間総合整備事業実施地区数：7 地区

○ 美しい農村景観や生態系保全への配慮

- ▶ 農業生産基盤や生活環境の整備は、生態系や景観等の環境保全に配慮し、必要に応じて石や木材等の地域の自然素材を利用した工法を採用しました。

〔平成 25 年度の主な取組〕

- ・生態系や景観に配慮した水路等の延長：1 km

＜今後の展開方向＞

- ▶ 日常点検等により、ため池の現状を把握するとともに、豪雨や地震による決壊等の被害を未然に防止するため、老朽化したため池等の補強や改修を計画的に進めます。
- ▶ 地すべり防止施設の適切な管理を実施するとともに、農地や農業集落、道路、鉄道等の公共施設を災害から守るため、地すべり対策を進めます。
- ▶ 農業生産基盤の整備と農業集落内の道路整備等の生活環境の整備を総合的に進めます。
- ▶ 農業生産基盤や生活環境の整備は、生態系や景観等の環境保全に配慮して進めます。

